

議案第59号

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和5年2月22日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、認定こども園に安全計画を策定するよう義務づける等の必要があるによる。

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（平成26年福岡市条例第68号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「第3項を除く。）」の次に「、第6条の3、第6条の4」を、「、第11条」の次に「、第12条の2、第13条第2項」を加え、同項の表第5条第2項及び第14条第5項の項中「第5条第2項」の次に「、第6条の4第1項」を加え、同表第5条第5項並びに第14条第2項及び第3項の項の次に次のように加える。

第6条の3第1項	児童の	利用子どもの
	児童等	利用子ども等
第6条の3第3項及び 第6条の4第2項	保育所及び児童発達支援センター	認定こども園
	児童の	利用子どもの

第19条第1項の表第11条の項中「次条を除き、以下」を「以下」に改め、同項の次に次のように加える。

第12条の2第1項	利用者に対する支援の提供	利用子どもの教育及び保育 (満3歳未満の利用子どもに
-----------	--------------	-------------------------------

	については、その保育。以下同じ。)
--	-------------------

第19条第1項の表第20条第1項の項中「(満3歳未満の利用子どもについては、その保育。以下同じ。)」を削り、同条第2項中「第9条」の次に「(第2項ただし書を除く。)」を加え、「同条中」を「同条第1項中」に、「同条ただし書」を「同条第2項」に改める。

第21条中「。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。)第13条及び第17条」を「)第17条」に、「家庭的保育事業等基準条例第13条の見出し中「利用乳幼児」とあるのは「利用子ども」と、同条中「家庭的保育事業者等」とあるのは「認定こども園(福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例(平成26年福岡市条例第68号)第1条に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)」の長」と、「利用乳幼児」とあるのは「認定こども園を利用する子ども(以下「利用子ども」という。)」と、「保育」とあるのは「教育及び保育」と、家庭的保育事業等基準条例第17条を「同条」に改める。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「(認定こども園の職員資格に関する特例)」を付し、附則に次の3項を加える。

- 4 第4条第1項に規定する保育士の資格を有する者については、当分の間、1人に限って、当該認定こども園に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)をもって代えることができる。ただし、満1歳未満の子どもの数が4人未満である認定こども園については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって同項に規定する保育士の資格を有する者による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
- 5 前項の場合において、当該看護師等は補助者として従事する場合を除き、教育課程に基づく教育に従事してはならない。
- 6 附則第4項の規定により第4条第1項に規定する保育士の資格を有する者を看護師等をもって代える場合においては、当該看護師等の数は、第3条第1項の規定により置かなければならない職員の数の3分の1を超えてはならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第19条第1項の表第11条の項の

改正規定は、公布の日から施行する。

(安全計画の策定等に係る経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、この条例による改正後の福岡市幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園の認定の要件を定める条例（以下「改正後の条例」という。）第19条第1項において準用する福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例（平成24年福岡市条例第56号）第6条の3の規定の適用については、同条第1項中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、同条第2項中「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、同条第3項中「周知しなければ」とあるのは「周知するよう努めなければ」とする。

(自動車を運行する場合の所在の確認に係る経過措置)

- 3 改正後の条例第19条第1項において準用する福岡市児童福祉施設の設備及び運営の基準を定める条例第6条の4第2項の規定の適用については、同項に規定する自動車に同項に規定するブザーその他の車内の利用子どもの見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、及び用いることにつき困難な事情があるときは、令和6年3月31日までの間、当該自動車にブザー等を備えないことができる。この場合において、認定こども園は、ブザー等の設置に代わる措置を講じて利用子どもの所在の確認を行わなければならない。